

使用料の見直しについて

【観光施設以外】

京丹後市役所

令和4年8月 総務部 財政課

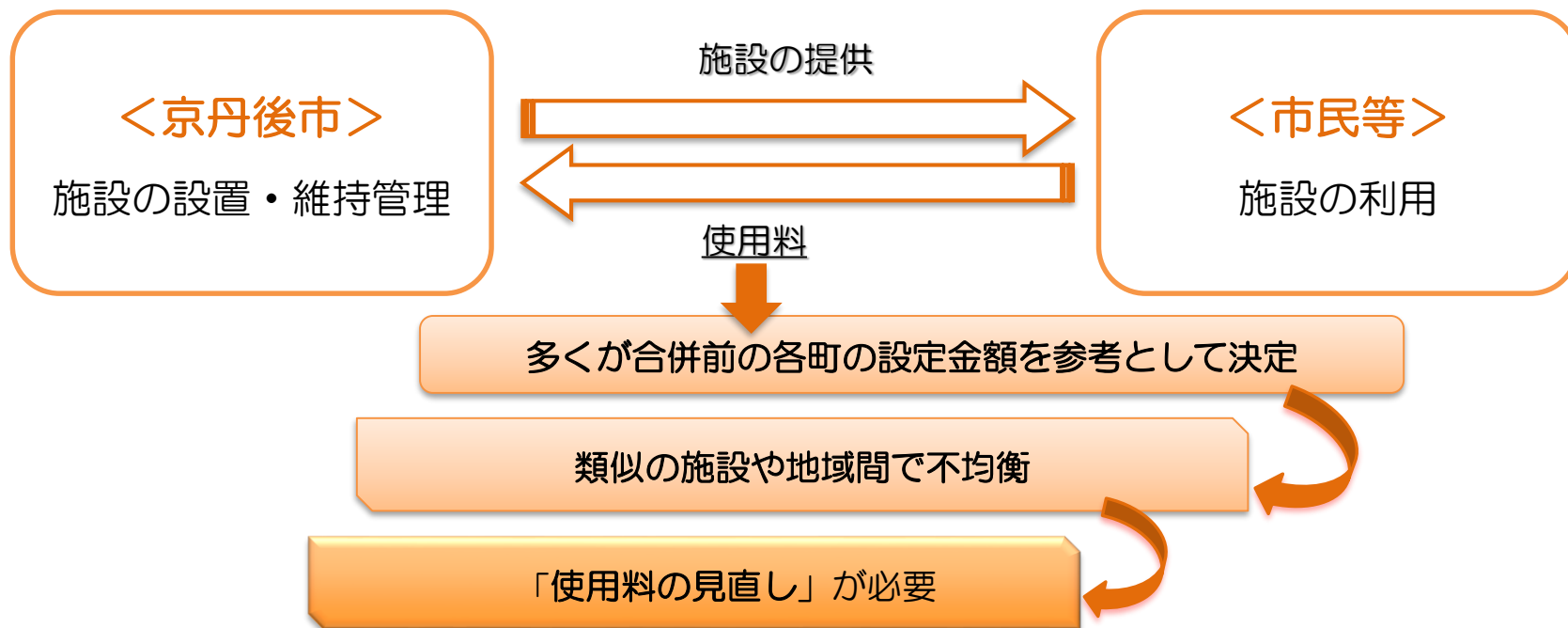
1 現状(その1)

地方自治体では、市民福祉の増進等を目的として、福祉施設、スポーツ・文化施設等を設置し、市民などに利用していただいています。

これらの施設の維持管理には、人件費や光熱水費などの経費が必要であるため、地方自治法の規定に基づき、条例で金額を定めて、利用者から使用料をいただいて、維持管理経費に充てています。

【現状】

本市には、使用料に関する**統ルールがなく**、現在の使用料の多くは合併協議の中で、合併前の**各町の設定金額を参考に決定**され、現在まで引き継いでおり、**類似の施設や地域間で不均衡**となっています。



1 現状(その2)

【地方自治法】 — 根拠法律 —

(使用料)

第225条 普通地方公共団体は、第238条の4第7項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき**使用料を徴収することができる。**

(分担金等に関する規制及び罰則)

第228条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、**条例でこれを定めなければならない。**

【使用料とは】

- ・市町村が設置又は管理する行政財産を特定の者（自然人及び法人）に利用させることにより、その者が受けた受益の対価として「**実費負担的な意味**」で徴収するもの。
- ・使用料は**条例で定めないと徴収することはできない。**
- ・使用料条例には、その金額、徴収の時期、徴収の方法のほか、必要ならば減免の方法等も規定するのが適当
- ・使用料の**減免は、権利の放棄となり議会の議決が必要。ただし、条例で特別の定めがある場合は議決は不要**
- ・使用料は、維持管理費又は減価償却費に充てられる。
- ・公の施設の使用は住民の権利であるが、貧富の差による応能的な差を設けることは適当ではないが、特別な事情のある場合には、減免をなし得る規定を条例中に規定することが適当
- ・指定管理者制度による利用料金は、公の施設の利用の対価であり、公の施設の使用料に相応するもの。
- ・指定管理者制度による利用料金は、**条例の定めるところにより、指定管理者があらかじめ当該地方公共団体の承認を受けて定めることを原則としている。**

出典：逐条地方自治法（学陽書房）、予算の見方・つくり方（学陽書房）、地方公共団体歳入歳出科目解説（ぎょうせい）

※ **使用料（火葬料等の一部を除く）は、消費税（地方消費税を含む。以下同じ。）の課税対象**

2 見直しの経過(その1)

【経過】

消費税率引き上げに伴う使用料改正を行うにしても、使用料に関する京丹後市の統一したルールがないため、平成25年に**消費税率10%へ引き上げられるタイミングを見据えて使用料等の見直し**の検討に着手し、令和元年6月**定例会に提案したが否決**となった。その結果を受けて、市民広聴会等を開催し、そこで頂いた御意見等を踏まえ、**再度見直しを検討**しているものです。また、現在の行財政改革大綱（総合計画「基本計画」施策30）においても、引き続き適正な受益者負担及び減免の運用方法の見直しを取組項目として掲げています。

| 年(月) | 経過 | 備考 |
|-------------|-----------------------------|---|
| 平成16年4月 | 旧6町合併により京丹後市発足 | 旧6町の設定金額等を引き継ぐ (旧町の条例規定を京丹後市の条例として引き継ぐ) |
| 平成18・20・21年 | 所管部局内で見直し | 集会施設、温泉施設、学校体育施設、社会体育施設、地域公民館、観光情報施設(駅舎) |
| 平成25年度 | 見直し検討着手 | 消費税率10%に引き上げのタイミングを見据えて検討着手 |
| 平成26年4月 | 消費税率『8%』施行 | 水道、病院関係等の料金は改正 |
| 平成26年11月 | 消費税率『10%』延期(1年半延期) | 平成29年4月へ延期 |
| 平成26年12月 | 第3次行財政改革大綱議会承認 | 計画期間：平成27年度～令和元年度 ※期間を令和2年度まで1年間延長(平成30年12月) |
| 平成28年6月 | 消費税率『10%』再延期(2年半延期) | 令和元年10月へ再延期 |
| 平成30年4月 | 具体的な見直し検討着手 | 令和元年10月を見据えて具体的な検討着手 |
| 令和元年6月 | 使用料等の見直し条例案否決 | 8議案・46条例 |
| 令和元年8月 | 各委員会から意見聴取 | 有識者会議、まちづくり委員会、区長連絡協議会、行財政改革推進委員会 |
| 令和元年9月 | 市民広聴会・HPでの意見聴取 | 峰山町、丹後町、久美浜町で開催(計95人参加) |
| 令和元年10月 | 消費税率『10%』施行 | 水道、病院関係等の料金は改正 |
| 令和2年8月 | 公共施設無料開放 | 令和2年8月～令和4年3月 ※期間を令和5年3月まで1年間延長(令和4年2月) |
| 令和3年2月 | 行財政改革大綱(総合計画「基本計画」施策30)議会承認 | 計画期間：令和3年度～令和6年度 |

2 見直しの経過(その2)

【平成26年2月27日】平成26年度予算審査特別委員会

(問)消費税に対する行政としての姿勢、考え方は？

(答)適正な転嫁は自治体に求められているが、過去も特段の料金値上げはしていない、合併の時にもそういった論議なしにそのまま来たことから、今、内税5%ということですが、**いきなりそれを8%にするという根拠を持ち合わせていないため、十分、今後コストの関係も踏まえて検討**しながら、消費税のことについては検討してまいりたい。

(問)やるときはしっかりやっついていかないと、財政的に十分余裕があればですが、4分の1しか自主財源がないため、今後、もう少し検討されるべきだと思うが、再度の答弁を。

(答)次期10%に向けてということではないが、いわゆるコストの考えに対して、それから最終的な仕入れという意味での原価が消費税も変わっているため、それらも含めて計算し、また、他市の動向も見ながら検討してまいりたい。

【令和2年12月9日】令和2年12月定例会一般質問

(問)昨年6月議会で、第3次行財政改革大綱を踏まえた使用料・手数料の見直しを提案され、類似の施設でも使用時間や料金形態が地域ごとに違うなど、課題があったと思います。そういったことも含めて否決となったわけであります。この見直しについては、いずれにしても避けて通れない、必ず見直していく必要があるのではないかと感じています。受益者負担、税の公平性を担保する意味からも、利用者から利用料を徴収し、施設の管理をしていくべきであると考えているが、市の見解は。

(答)しっかり精査して、改めて整理を行う必要があると考えています。消費税が変わってきているにも関わらず、合併以降特段の大きな変更はしていない。あるいは長期間のアンバランスというのも、旧町から引き継いだ時点のものが残っているというようなこともあります。色々なことで公共施設を横断的に見ながら検討を加えて、どうあるべきだということについて精査をしなければならないことは、消費税は目の前の問題としてあるわけで、早々の課題としてまさにしていかなければならないと思っています。出来れば、**来年度にかけて検討を行って、来年度の遅くならない時期に条例として提案出来ればいいかな**ということで準備を進めたい。そのような腹づもりでいるところでございます。

【行財政改革大綱（総合計画「基本計画」施策30）】

③公共施設等の効率的・効果的な管理

○使用料等の**受益者負担が適切かどうか検討**するとともに、**減免についても公平な運用**となっているかを精査するなど、必要に応じて**見直し**を行います。

(参考) 令和元年度の状況(その1)

【令和元年6月定例会提案説明(抜粋)】

本市における使用料等に関しては、その多くが合併協議の中で、旧6町の金額を参考に設定されるとともに、**条例規定につきましても、基本的には旧町の条例を引き継ぎ、現在まで、そのような状況**となっています。

各施設の現状につきましては、ご承知のとおり、多くが旧町で整備されたもので、合併後満15年を経過する中、老朽化している施設も多く、維持管理経費についても、増加傾向にあります。

本市では、合併により多くの公共施設を保有し続けることは財政的にも困難なことから、第2次の行財政改革の取組として平成24年9月に「公共施設の見直し方針」を策定するとともに、平成25年5月には「公共施設見直し計画」を策定し、公共施設の見直しを進めているところでございます。

また、平成27年度からの第3次京丹後市行財政改革大綱の「第4節 持続可能な財政運営」の中で「受益者負担の適正化」を明記しており、使用料や手数料の受益者負担について適正な負担への見直しをすることとなっています。

このため、平成30年度早々から使用料等の見直しの考え方の整理に着手し、各施設の維持管理に要する経費の算出、利用者負担の在り方を検討するとともに、合わせて、本年10月から予定されています消費税率の引上げを見据え、消費税の適正転嫁についても、原則、外税方式とすることで検討を進めてまいりました。

こうした経過の中で、今回、所管部局ごとに8つの議案にまとめてご提案しているものでございますが、**今回の条例改正の大きなポイント**としましては、**(1)条例規定の表現の統一化、(2)施設の利用時間の統一化、(3)使用料への消費税転嫁の原則、外税方式など**となっています。

使用料につきましては、**(4)現在の使用料等に比べ急激な増加とならないように、現在の使用料の1.5倍までを原則に置きながら改定**するとともに、併せて**(5)使用料等の減免についての基準につきましても、これは各規則での規定となりますが、統一化を図る**こととしております。

なお、今後の使用料・手数料の見直しにつきましては、概ね3年ごとを目途に見直しの検討を行う予定としております。

(1) 条例規定の表現統一

- ・使用料の納付時期、減免、不還付規定等の文言統一

(2) 施設の利用時間区分の統一

- ・原則として、利用時間区分を午前(8:30(9:00)~12:30)、午後(12:30~17:00)、夜間(17:00~22:00)の3区分に統一

(3) 消費税の転嫁

- ・入浴料等を除き外税方式により消費税を転嫁

(4) 使用料改定

- ・各施設の管理運営に係る維持管理経費などの原価に対して、施設の性質等を考慮し、利用者の負担割合に応じた使用料を設定(原則、現状の1.5倍まで・一部貸館施設の2時間未満利用の使用料は1/2 など)

(5) 減免基準の統一 ※規則

【免除(5区分)】

- ① 市が主催又は共催して利用
- ② 国又は他の地方公共団体が利用
- ③ 市内の小中学校、認定こども園等が利用
- ④ 中学生以下で構成する団体が利用
- ⑤ 自治会又は公民館が利用

【減額75%(1区分)】

- ⑥ 自主的な活動を行っている団体等が利用
※10人以上で組織し、活動実態があるとともに、団体の規約、会員等からの会費徴収等自主的な財源を確保している団体

【減額50%(1区分)】

- ⑦ 市外の小中学校等又は市内の高等学校が利用

【市長が認める額】

- ⑧ 市長が特に必要と認めるとき
※総合体育大会及び文化祭等の1月前からの練習又は準備・ボランティア活動の当日及び前日準備 など

(参考) 令和元年度の状況(その2)

【主な意見】委員会、市民広聴会等

| 区分 | 意見の要旨 |
|---------|--|
| 見直しの進め方 | <ul style="list-style-type: none"> 市民の目線でみて、丁寧に、時間をかけて取り組む必要がある。 色々な人に色々な形で説明して、理解を得る必要がある。 見直し案をまとめた段階で説明会を開くべき。 現在使用されている団体などから、多くの意見があることについては、きっちり配慮しながら進めるべき。 消費税を転嫁したいのか、課題が多くある中で主旨がわかりにくい。一つ一つ解決していくべきでは。 |
| 使用料設定 | <ul style="list-style-type: none"> 消費税は転嫁する必要がある。消費税の増税分を市税等で負担するのはおかしい。それによって、他のサービスが制限される。 2時間未満利用を1/2とすると、同じ時間であっても料金は異なる。時間単位で貸してほしい。 温泉施設等観光施設で、実際に使用するのが観光客で、維持管理経費が増えている中で、使用料を上げないと市税等の負担が増えることはおかしい。 公共施設はコミュニティの中心であることを考え、料金設定を考えるべき。 使用料が必要と思うが安価に願いたい。 利用者が利用しやすい料金に設定してください。 使用料が高額となると厳しい、体育館は安い、ホール、センターになると高くなる。 利用時間区分の全ての時間を使用している訳ではないので、使用料を考えてもらいたい。 利用していない人の立場からすると、払うべきである。 |
| 減免基準 | <ul style="list-style-type: none"> 中身を見た上で、8人だろうが10人だろうが減免してあげるのが筋かなと思います。 会議室の利用申込の際に、こちらから申請したら安くなる現状がある。 公民館では、減免される団体や減免されない団体があり疑問を持っていた。減免がある団体は活動日数を増やす一方で、減免のない団体は、活動回数を減らすという現状がある。 10人以上というのを考えていただきたい。 不公平感を是正するというのは、大変労力を要しますが、これはやるべきだと思います。 団体要件の10人以上、会則、会費を徴収しているとか、細かい基準となっており、団体側と市側にしても煩雑となるため見直しをして、出来れば外形的なことで減免が受けられる形で行っていただきたい。 75%減額の基準が明確でない。市の施策とは何か、より明確化していただきたい。 ボランティアだったら減免を認めてほしい。 基準について公平性を確保しつつ線引きが必要である。 総合体育大会の免除については、今までどおり2月前でお願いしたい。 個人単位での入館料等については、障がい者免除を考えてほしい。 与謝の海支援学校に行っている子どもは、やむを得ず行っている。市内ではないが、実情として、子供達の夏休み利用があるため、その辺について配慮すべき。 |

※ 委員会：有識者会議、まちづくり委員会、区長連絡協議会、行財政改革推進委員会

3 見直すべき課題

課題①

利用時間が各施設で異なっている。

条例

- ・利用する時間区分の設定が不均衡（半日・1日、午前・午後・夜間、空白時間の有無等）
- ・大会やイベントを開催するにも、条例上早朝から貸し付けることができない。（使用できない）

課題②

使用料設定が各施設で異なっている。

条例

- ・同じような施設でも使用料の額が不均衡

課題③

消費税の課税対象だが、その取り扱いが不明確

条例

- ・これまでの消費税率の引き上げに伴って使用料を改正していないため、使用料は実質値下げの状態

課題④

減額又は免除の取り扱いが異なっている。

規則

- ・同じ団体が同じ利用目的で利用する場合でも、申込施設によって対応が異なる。
（旧町での取り扱い等を慣例的に踏襲）

【条例と規則】

条例：議会がその議決により、地方公共団体の事務に関して制定するもの。

規則：地方公共団体の長がその権限に属する事務について制定するもの。

【減額又は免除】

子ども、高齢者、障がい者の方への配慮や、文化・スポーツ振興、地域振興といった目的により、使用料を減額又は免除（減免）するもの。

※ 減免することができる旨を条例に規定し、具体的なことを規則で定めることとしています。

4 見直しの考え方

※観光施設は、それぞれの施設の特色等もあることから、別資料で整理しています。

見直し①

施設の利用時間区分の統一

条例

- ・ 利用者の利便性を考慮し、利用時間の見直しも含め、市として統一した考え方で整理

見直し②

平均化・統一した使用料設定

条例

- ・ 類似施設の**現使用料を基準**として、貸館施設は部屋の面積に応じて分類し、それらを**平均化**して使用料を設定

見直し③

外税方式での消費税

条例

- ・ 上記見直し②で平均化した使用料（税抜き）に外税方式で消費税分を加算

見直し④

減免基準の統一

規則

- ・ 利用者負担の公平性を確保する上でも、統一した考え方で整理（必要最小限とすべきことを考慮）

5 見直し① 利用時間区分の統一（その1）

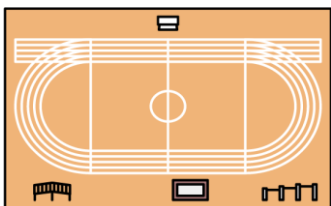
条例

課題①

利用時間が各施設で異なっている。

- ・利用する時間区分の設定が不均衡（半日・1日、午前・午後・夜間、空白時間の有無等）
- ・大会やイベントを開催するにも、条例上早朝から貸し付けることができない。（使用できない）

【例1】スポーツ施設



利用時間開始前は使用できない

12:00~13:00
17:00~18:00
は使用できない

| 利用時間 | 利用時間区分1 | 利用時間区分2 | 利用時間区分3 |
|------------|----------------|-----------------|-----------------|
| 8:30~22:00 | 午前(8:30~12:00) | 午後(13:00~17:00) | 夜間(18:00~22:00) |

施設によって利用時間区分が異なる

【例2】貸館施設



| 利用時間 | 利用時間区分1 | 利用時間区分2 | 利用時間区分3 |
|------------|--------------------|---------------------|---------------------|
| 9:00~22:00 | 午前 (9:00~12:30) | 午後 (12:30~17:00) | 夜間 (17:00~22:00) |
| 8:30~22:00 | 午前 (8:30~12:30) | 午後 (13:00~17:00) | 夜間 (17:30~22:00) |
| 8:30~22:00 | 4時間未満 (~18:00) | 4時間以上 (~18:00) | 夜間 (18:00~22:00) |
| 9:00~22:00 | 昼間1回 | — | 夜間 (18:00~22:00) |

5 見直し① 利用時間区分の統一（その2）

条例

見直し①

施設の利用時間区分の統一

・利用者の利便性を考慮し、利用時間の見直しも含め、市として統一した考え方で整理

(1) 利用する時間区分を1時間単位の貸出に統一し、使用できない時間帯（昼休みなど）を利用できるようにします。

(2) 利用時間外を利用できるようにします。

(1) 統一後の利用時間区分

【スポーツ施設（社会体育施設、都市公園）】

| 分類 | 利用時間 | 利用時間区分(全日) | 照明使用料 |
|----|------------|------------|--------|
| ① | 8:30~22:00 | 1時間につき | 1時間につき |
| ② | 8:30~17:00 | | — |

※グラウンド、テニスコート及びゲートボール場については、峰山総合公園テニスコートと同様に新たに照明使用料を設定

※都市公園の利用時間開始は9:00~ ※久美浜湾力ヌーセンターについては、現状どおり

【貸館施設（農林水産施設、商工施設、集会施設、公民館、生涯学習施設、介護・老人福祉施設）】

| 分類 | 利用時間 | 利用時間区分(昼間) | 利用時間区分(夜間) |
|----|------------|--------------------|---------------------|
| ③ | 8:30~22:00 | 1時間につき(8:30~18:00) | 1時間につき(18:00~22:00) |
| ④ | 9:00~22:00 | 1時間につき(9:00~18:00) | |

※網野高齢者すこやかセンターの利用時間は10:00~19:00 ※網野社会参加交流ハウスの利用時間は10:00~22:00

※弥栄生きがい交流センターの利用時間は8:30~17:00

(2) 利用時間外の利用

利用時間外の利用が見込まれる施設については、利用可能とします。（貸館施設の利用時間外使用料は、夜間区分の使用料）

6 見直し② 使用料設定(その1)

条例

課題②

使用料設定が各施設で異なっている。

・同じような施設でも使用料の額が不均衡

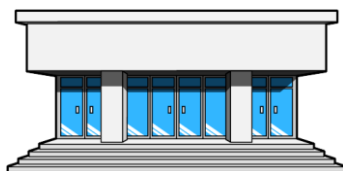
【例1】貸館施設



| 施設 | A施設 | B施設 |
|-----|---|---------|
| 面積等 | 集会場98㎡ | 集会場112㎡ |
| 使用料 | 昼間(4時間未満)450円 昼間(4時間以上)750円 夜間 750円 | 無料 |

同じような面積でも使用料は異なる

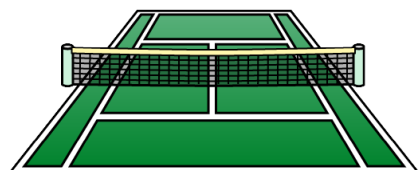
【例2】貸館施設



| 施設 | C施設 | D施設 |
|---------------|---|---|
| 面積等 | 和室26㎡ | 和室30㎡ |
| 使用料 (冷暖房料) | 午前 600円 (1,000円) 午後 800円 (1,300円) 夜間1,200円 (1,500円) | 午前 600円 (300円) 午後 800円 (400円) 夜間1,000円 (500円) |

冷暖房料も施設によって様々(現状は1/2~10/3)

【例3】スポーツ施設



| 施設 | E施設 | F施設 |
|-----|---|-----|
| 使用料 | 午前・午後 200円 ※市外者が利用する場合は、 2倍に相当する額 | 無料 |

市民以外使用料の設定がある施設とない施設が混在

次頁見直し案

6 見直し② 使用料設定(その2)

条例

見直し②

平均化・統一した使用料設定

- ・類似施設の現使用料を基準として、貸館施設は部屋の面積に応じて分類し、それらを平均化して使用料を設定

※前回は、施設の維持管理等に必要な費用を算出し、利用者と市の負担割合に応じた使用料を設定

- (1) 現使用料の1時間あたりの使用料を算出し、類似施設毎に平均化して使用料を設定します。(現在の使用料額を基準に設定)
- (2) 市民以外の利用等については、特別割合を設定します。

(1) 使用料の平均化

■ 算定式(基本)

新使用料(1時間につき) = 現使用料 ÷ 現時間区分 ÷ 1.10(消費税)

※ 貸館施設については、類似施設の現行面積を基準として1時間あたりの使用料の平均で新使用料を設定

※ 貸館施設の夜間区分を18時以降に統一し、現在の夜間使用料を基準として新使用料を設定

※ ｽｰｯ施設照明使用料(1時間につき) = (現夜間区分使用料 - 現午前区分使用料) ÷ 現夜間区分時間 ÷ 1.10(消費税)

- ① 類似施設の現行面積を基準として部屋を分類
(~50㎡・51~100㎡・101~150㎡・151~200㎡・201㎡~ など)

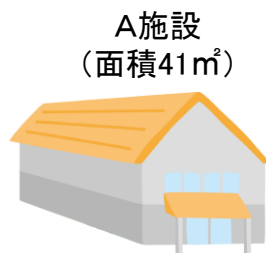
- ② 使用料(1時間あたり) = 現使用料 ÷ 現時間区分
※昼間と夜間でそれぞれ算定

- ③ 新使用料(1時間につき) = ①で分類した部屋の②の総合計 ÷ ①で分類した部屋数 ÷ 1.10(消費税)
※昼間と夜間でそれぞれ算定

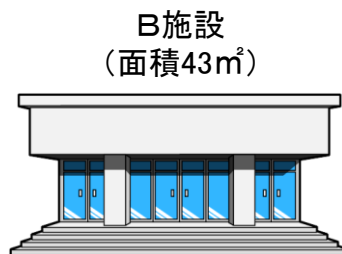
6 見直し② 使用料設定(その3)

条例

【例1】貸館施設



| | 利用時間区分 | 現使用料 (税込) |
|---|---------------------|--------------|
| Ⓐ | 午前 (8:30~12:30) | 1,000円 |
| Ⓑ | 午後 (13:00~17:00) | 1,000円 |
| Ⓒ | 夜間 (17:30~22:00) | 1,000円 |



| | 利用時間区分 | 現使用料 (税込) |
|---|---------------------|--------------|
| Ⓐ | 午前 (9:00~12:00) | 900円 |
| ⓐ | 午後 (13:00~17:00) | 1,200円 |
| ⓑ | 夜間 (18:00~22:00) | 1,200円 |

【昼間使用料(1時間あたり)の算定】

Ⓐ1,000円+Ⓑ1,000円=Ⓓ2,000円
 Ⓓ÷8時間(昼間利用可能時間)=250円

【昼間使用料(1時間あたり)の算定】

Ⓐ900円+ⓐ1,200円=Ⓢ2,100円
 Ⓢ÷7時間(昼間利用可能時間)=300円

【夜間使用料(1時間あたり)の算定】

Ⓒ1,000円÷4時間30分(夜間利用可能時間)=222円

【夜間使用料(1時間あたり)の算定】

ⓑ1,200円÷4時間(夜間利用可能時間)=300円

施設によって、昼間・夜間使用料(1時間あたり)は異なる

類似施設の現行面積を基準として使用料の平均で新使用料を設定

【昼間新使用料(1時間につき)の算定】

5,598円(部屋面積50㎡までの使用料(1時間あたり)の算定総合計)÷29室(部屋面積50㎡までの全部屋数)
 ≒① 193円(円未満四捨五入)
 ①÷1.10(消費税)≒② 180円(10円未満四捨五入)
 ②×1.10(消費税)=③ 190円(10円未満切り捨て)

【夜間新使用料(1時間につき)の算定】

6,045円(部屋面積50㎡までの使用料(1時間あたり)の算定総合計)÷29室(部屋面積50㎡までの全部屋数)
 ≒④ 208円(円未満四捨五入)
 ④÷1.10(消費税)≒⑤ 190円(10円未満四捨五入)
 ⑤×1.10(消費税)=⑥ 200円(10円未満切り捨て)

6 見直し② 使用料設定(その4)

条例

【貸館施設（農林水産施設、商工施設、集会施設、公民館、生涯学習施設、介護・老人福祉施設）】

| 面積等 区分 | 部屋 数 | 現使用料※1 (1時間あたり・税込) | | 1時間あたり平均 使用料(税込)※2 (円未満四捨五入) 【A】 | | 【A】÷1.10 (10円未満四捨五入) | | 見直し後新使用料(1時間につき) | | | | |
|----------------|---------|-----------------------|------------------|---|--------|-------------------------|--------|------------------|----------------|----------------|----------------|------|
| | | 昼間 | 夜間 | 昼間 | 夜間 | 昼間 | 夜間 | (税別) | | (税込) | | |
| | | | | | | | | 昼間 (~18:00) | 夜間 (18:00~) | 昼間 (~18:00) | 夜間 (18:00~) | |
| ~50㎡ | 29室 | 17~ 400円 | 75~ 450円 | ① 193円 | ④ 208円 | ② 180円 | ⑤ 190円 | ② 180円 | ⑤ 190円 | ③ 190円 | ⑥ 200円 | |
| 51~ 100㎡ | 11室 | 143~ 375円 | 150~ 500円 | 214円 | 235円 | 190円 | 210円 | 190円 | 210円 | 200円 | 230円 | |
| 101~ 150㎡ | 3室 | 111~ 500円 | 150~ 500円 | 251円 | 383円 | 230円 | 350円 | 230円 | 350円 | 250円 | 380円 | |
| 151~ 200㎡ | 2室 | 900~ 1,067円 | 900~ 1,250円 | 984円 | 1,075円 | 890円 | 980円 | 890円 | 980円 | 970円 | 1,070円 | |
| 201㎡ ~ | 5室 | 1,000~ 1,250円 | 1,000~ 1,600円 | 1,125円 | 1,182円 | 1,020円 | 1,070円 | 1,020円 | 1,070円 | 1,120円 | 1,170円 | |
| 調理室 | 4室 | 375~ 400円 | 333~ 400円 | 394円 | 383円 | 360円 | 350円 | 350円※3 | 350円 | 380円 | 380円 | |
| 大ホール予 備室 | 1室 | 75円 | 80円 | 75円 | 80円 | 70円 | 70円 | 70円 | 70円 | 70円 | 70円 | |
| 集会 施設 ※4 | 小 | 37室 | 無料~ 47円 | 無料~ 113円 | 47円 | 113円 | 40円 | 100円 | 40円 | 100円 | 40円 | 110円 |
| | 大 | 9室 | 無料~ 79円 | 無料~ 188円 | 79円 | 188円 | 70円 | 170円 | 70円 | 170円 | 70円 | 180円 |
| 公会堂 | 1室 | 126円 | 300円 | 126円 | 300円 | 110円 | 270円 | 110円 | 270円 | 120円 | 290円 | |

※1 現使用料(1時間あたり)は、現使用料(昼間・夜間)を利用可能時間(昼間・夜間)で除して算定

※2 1時間あたり平均使用料は、現使用料(1時間あたり)の総合計を部屋数で除して算定

※3 昼間使用料が夜間使用料を上回るため夜間使用料で新使用料を設定

※4 弥生生きがい交流センターを含む

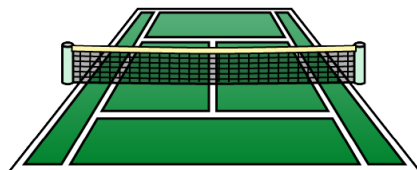
【冷暖房料等の取り扱い】

貸館施設の冷暖房料については、施設によって様々であるため、現金投入式を除き**使用料の2分の1**とします。暖房器具は別途設定します。

6 見直し② 使用料設定(その5)

条例

【例2】スポーツ施設



| 利用時間区分 | 現使用料 (税込) |
|-----------------------|--------------|
| ① 午前 (8:30~12:00) | 400円 |
| ② 午後 (13:00~17:00) | 400円 |
| ③ 夜間 (18:00~22:00) | 1,000円 |

【新使用料(1時間につき)の算定】

●照明使用料の算定

③1,000円-①400円=④600円

④÷4時間(夜間区分時間)=① 150円

①÷1.10(消費税)≒② 140円(10円未満四捨五入)

②×1.10(消費税)=③ 150円(10円未満切り捨て)

●使用料の算定

①400円+②400円+③1,000円-④=⑤1,200円

⑤÷11.5時間(終日利用可能時間)

≒④ 104円(円未満四捨五入)

④÷1.10(消費税)=⑤ 90円(10円未満四捨五入)

⑤×1.10(消費税)=⑥ 90円(10円未満切り捨て)

【スポーツ施設(社会体育施設)】

| 区分 | | 施設数 | 現使用料※1 (1時間あたり) 【A】 | 【A】÷1.10 <10円未満 四捨五入> | 見直し後新使用料 (1時間につき) | |
|----------|-------------|------|------------------------|-----------------------------|----------------------|------------------|
| 詳細 | 分類 | | (税込) <円未満四捨五入> | (税別) | (税込) | |
| テニスコートA | オムニコート | 2施設 | ④ 104円 | ⑤ 90円 | ⑤ 90円 | ⑥ 90円 |
| | 照明使用料 | 2施設 | ① 150円 | ② 140円 | ② 140円 | ③ 150円 |
| テニスコートB | ハードコート | 1施設 | 52円 | 50円 | 50円 | 50円 |
| | 照明使用料 | 1施設 | 75円 | 70円 | 70円 | 70円 |
| テニスコートC | ハードコート | 2施設 | 無料 | 無料 | 無料 | 無料 |
| | 照明使用料 | 2施設 | 125円 | 110円 | 110円 | 120円 |
| グラウンドA | 運動公園等 | 4施設 | 196~209円 | 180円 | 180円 | 190円 |
| | 照明使用料 | 3施設 | 300~313円 1,313円※2 | 280円 1,190円※2 | 280円 1,190円※2 | 300円 1,300円※2 |
| グラウンドB | 学校体育施設等 | 35施設 | 無料 | 無料 | 無料 | 無料 |
| | 照明使用料 | 24施設 | 375円 | 340円 | 340円 | 370円 |
| 体育館A | 社会体育館等 | 4施設 | 261円 | 240円 | 240円 | 260円 |
| 体育館B | バレーボールコート2面 | 28施設 | 209円 | 190円 | 190円 | 200円 |
| 体育館C | バレーボールコート1面 | 7施設 | 104円 | 90円 | 90円 | 90円 |
| ゲートボール場A | 専用照明 | 4施設 | 104円 | 90円 | 90円 | 90円 |
| | 照明使用料 | 4施設 | 275円 | 250円 | 250円 | 270円 |
| ゲートボール場B | — | 1施設 | 78円 | 70円 | 70円 | 70円 |
| 格技場等 | — | 6施設 | 104円 | 90円 | 90円 | 90円 |

※1 現使用料(1時間あたり)は、終日利用した場合の現使用料を終日利用可能時間で除して算定(専用照明のある施設は、夜間区分使用料から照明使用料を算定)

※2 大宮自然運動公園Aコート(野球コート)

6 見直し② 使用料設定(その6)

条例

(2) 特別割合の設定

① 市民以外の利用

市の施設は、市民の税金等で整備及び維持管理されていることから、**市民以外の方が利用される場合の使用料は、市民利用の2倍**とします。

※市内の事業所又は各種団体の利用者区分は、「市民」扱いとします。

② 入場料を徴収するなど営利目的の利用

営利目的の利用が見込まれる施設については、**営利目的利用の使用料を設定し、市民利用の3倍**とします。

※商品展示、商品説明、商品発表などの販売促進行為など金銭的な利益を得ようとする又はそれに繋がる行為については、「営利」扱いとします。

※貸館施設において、入場料を徴収する場合は、「営利」扱いとします。

③ 年齢区分による利用

大人、小人料金を設定する施設については、**小人料金の対象は小・中学生**とし、使用料は、原則、**大人料金の2分の1**とします。(未就学児は、原則、無料)

④ 団体の利用区分

施設の利用促進を図るために**団体料金を設定する場合は15人以上**とします。

■ 使用料等の定期的な検証と見直し

今回については、様々な社会情勢、経済状況を踏まえる中で、**現在の使用料のアンバランスな状況を早急に解消**することを重点に、**現在の使用料額を基準に平均化して使用料を設定**した。

なお、施設の使用料等については、社会経済情勢及び施設の利用状況等を勘案した上で見直しを図っていくことも必要なため、**原則3年ごと**に定期的な検証及び見直しを行うこととします。

※前回は、各施設の維持管理等に必要な費用を算出し、現状の1.5倍までを基本として利用者と市の負担割合に応じた使用料を設定

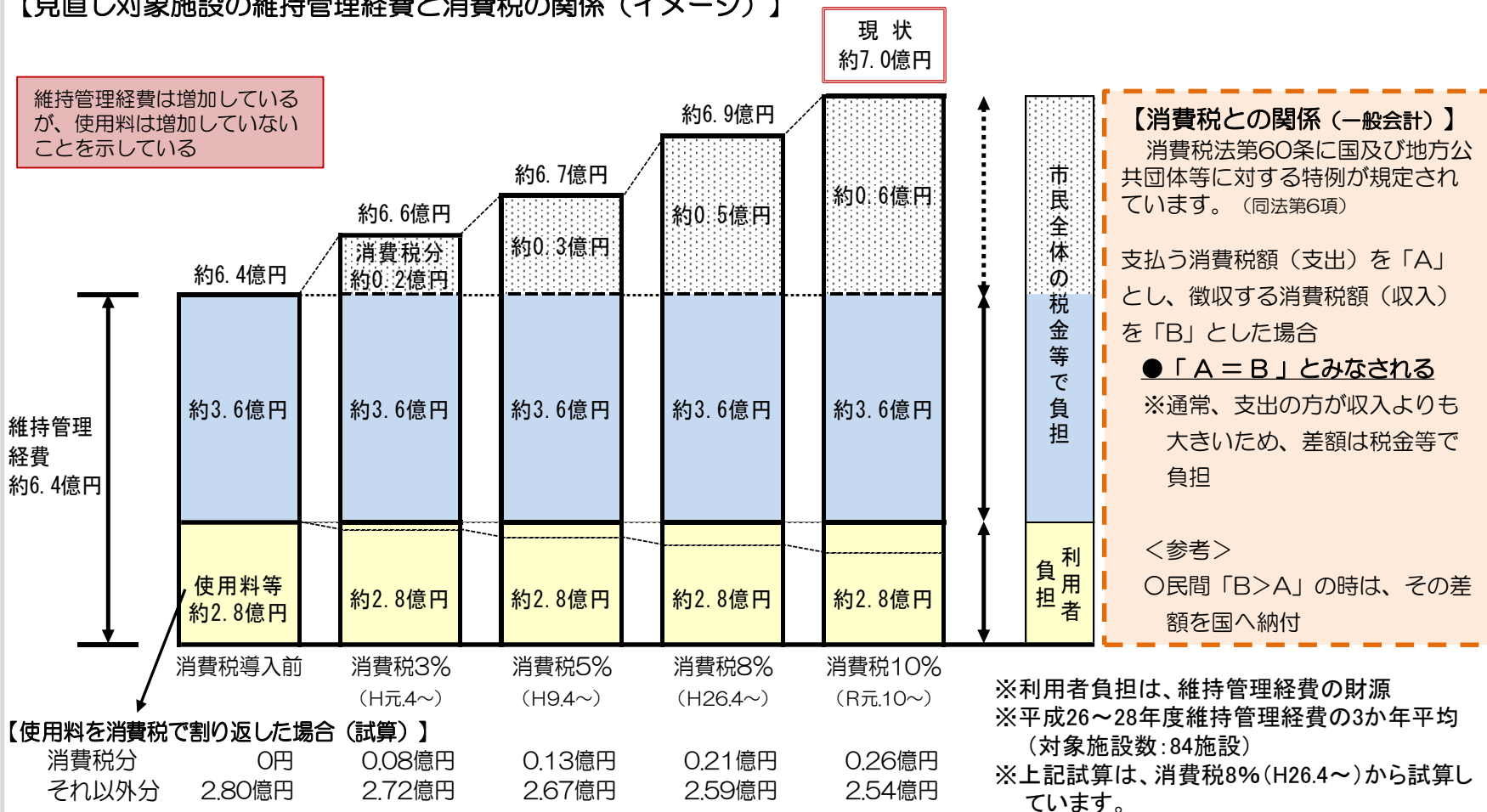
7 見直し③ 外税方式での消費税(その1)

条例

課題③

消費税の課税対象だが、その取り扱いが不明確

・これまでの消費税率の引き上げに伴って使用料を改正していないため、使用料は実質値下げの状態
【見直し対象施設の維持管理経費と消費税の関係（イメージ）】



7 見直し③ 外税方式での消費税(その2)

条例

見直し③

外税方式での消費税

- ・見直し②で平均化した使用料（税抜き）に外税方式で消費税分を加算

■ 新使用料 = 使用料（税抜き） × 1.10（消費税）

- ※ 条例に外税で規定することにより、消費税分を加算するとともに、税抜き使用料の明確化
- ※ 消費税分を加算した額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨て
- ※ 利用者の利便性の確保に支障又は収受が煩雑となる駐車料金、現金投入式の冷暖房設備は100円単位で設定（内税）

【国からの要請等】

○平成25年12月4日総行第198号／総務省自治行政局行政課長通知

- ・公の施設の使用料・利用料金等の対応については、消費税（地方消費税を含む。）が、**消費者が最終的な負担者となることが予定されている間接税**である。
- ・公の施設の使用料については、消費税率引上げに伴い、**消費税が円滑かつ適正に転嫁されるよう、使用料の改定に係る条例等の措置を講じられたいこと。**

○平成31年4月17日総財務第55号／総務省自治財政局財務調査課長通知

- ・消費税率の引上げに伴う公共料金等の改定について、税負担の円滑かつ適正な転嫁を基本として対処するとの考え方を踏まえ、2019年（平成31年）10月1日に予定されている**消費税率の引上げに向け、適切に対処**されたい。
- ・地方公共団体であっても、事業を行っている場合、特定事業者に該当することから、各地方公共団体においても、**所要の措置を講じることにより、円滑かつ適正に転嫁されたい。**

【京丹後市代表監査委員の意見（要旨）】 令和元年6月18日

- 消費税率が上がった時に、**使用料等に消費税分が転嫁されなかった経過**については、監査委員として承知している。
- 内税として処理されており、**使用料等は実質値下げとなっている**ことも承知している。
- 消費税分を税金で支払っていることについて、これまでから財政面からも適正に転嫁されるよう申し上げてきた。
- 10月に消費税が10%に上げられることについて、国から適正転嫁に対する通知もあり、**監査委員としても「適正に転嫁していただきたい」という考え**である。消費税10%の転嫁にあたっては、これまで転嫁されていた3%、5%、8%分を控除し使用料等本体分に10%を転嫁していただきたい。

8 見直し④ 減免基準の統一（その1）

規則

課題④

減額又は免除の取り扱いが異なっている。

- 同じ団体が同じ利用目的で利用する場合でも、申込施設によって対応が異なる。
（旧町での取り扱い等を慣例的に踏襲）

【例】 同じ団体が同じ利用目的で、各施設に申請



【参考】 主な施設の平成30年度団体利用の状況

（単位：回）

| 施設名称 | 合計① | 免除② | 減額③ | 使用料徴収④ | 徴収割合 (④/①×100) |
|---------------|-------|-------|-----|--------|-------------------|
| 八丁浜シーサイドパーク | 75 | 15 | 0 | 60 | 80.0% |
| 峰山途中ヶ丘公園 | 375 | 147 | 2 | 226 | 60.3% |
| 大宮社会体育館 | 921 | 475 | 0 | 446 | 48.4% |
| 峰山総合公園 | 651 | 380 | 48 | 223 | 34.3% |
| アグリセンター大宮 | 711 | 438 | 85 | 188 | 26.4% |
| 峰山総合福祉センター | 520 | 431 | 0 | 89 | 17.1% |
| 峰山・丹後・弥栄地域公民館 | 4,865 | 4,312 | 0 | 553 | 11.4% |
| 峰山織物センター | 847 | 820 | 0 | 27 | 3.2% |

次頁見直し案

8 見直し④ 減免基準の統一（その2）

規則

見直し④

減免基準の統一

・利用者負担の公平性を確保する上でも、統一した考え方で整理（必要最小限とすべきことを考慮）

- （1）スポーツ施設・貸館施設ともに同じ減免基準で利用目的に着目して減免可否を決定します。
- （2）団体から申請を受け、要件に合致した団体を(仮称)特別支援団体として登録します。

（1）減免基準（案）

| 区分 | 利用目的 |
|-------------|---|
| 免除 | ① 市(行政委員会、市が設置する附属機関等を含む)が主催又は共催(入場料を徴収する等営利目的は除く)して利用するとき |
| | ② 国又は他の地方公共団体が利用するとき |
| | ③ 市内の小学校、中学校、保育所及び認定こども園が教育又は保育を目的として利用するとき(クラブ活動を含む) |
| | ④ 市内の自治会又は地区の公民館が利用するとき |
| | ⑤ <u>中学生以下、半数以上を65歳以上の市民又は障がい者等で構成する団体((仮称)特別支援団体に登録されている団体)が団体の設立目的に沿った活動に利用するとき</u> |
| 減額 (75%) | ⑥ <u>社会福祉団体、社会教育団体、社会体育団体又は地域住民で組織する自主的な活動を行っている団体((仮称)特別支援団体に登録されている団体)が団体の設立目的に沿った活動に利用するとき</u> |
| 減額 (50%) | ⑦ 市外の小学校、中学校、保育所及び認定こども園等が教育又は保育を目的として利用するとき、又は市内の高等学校が教育を目的として利用するとき |

市長が認める額 ⑧ 上記に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき

※上記④⑤（65歳以上で構成する団体及び障がい者等で構成する団体）⑥⑦の冷暖房料などは、原則、**減免しない予定**としています。また、アグリセンター大宮の多目的ホールの照明設備及び移動観覧席使用料並びに峰山総合福祉センターのコミュニティホールの移動観覧席使用料（新たに設定）は**50%を減額する予定**としています。

※資料館など個人単位での入館料等については、身体障害者、療育及び精神障害者保健福祉手帳を所持する障がい者（介添人を要するときはその介添に当たる者（障がい者1人につき1人））は、使用料の**50%を減額する予定**としています。

※減免に関する運用マニュアルを作成し、取り扱いに相違がないようにします。

【減額又は免除】

子ども、高齢者、障がい者の方への配慮や、文化・スポーツ振興、地域振興といった目的により、使用料を減額又は免除するもの。

※ 減免することができる旨を条例に規定し、具体的なことを規則で定めることとしています。

8 見直し④ 減免基準の統一（その3）

規則

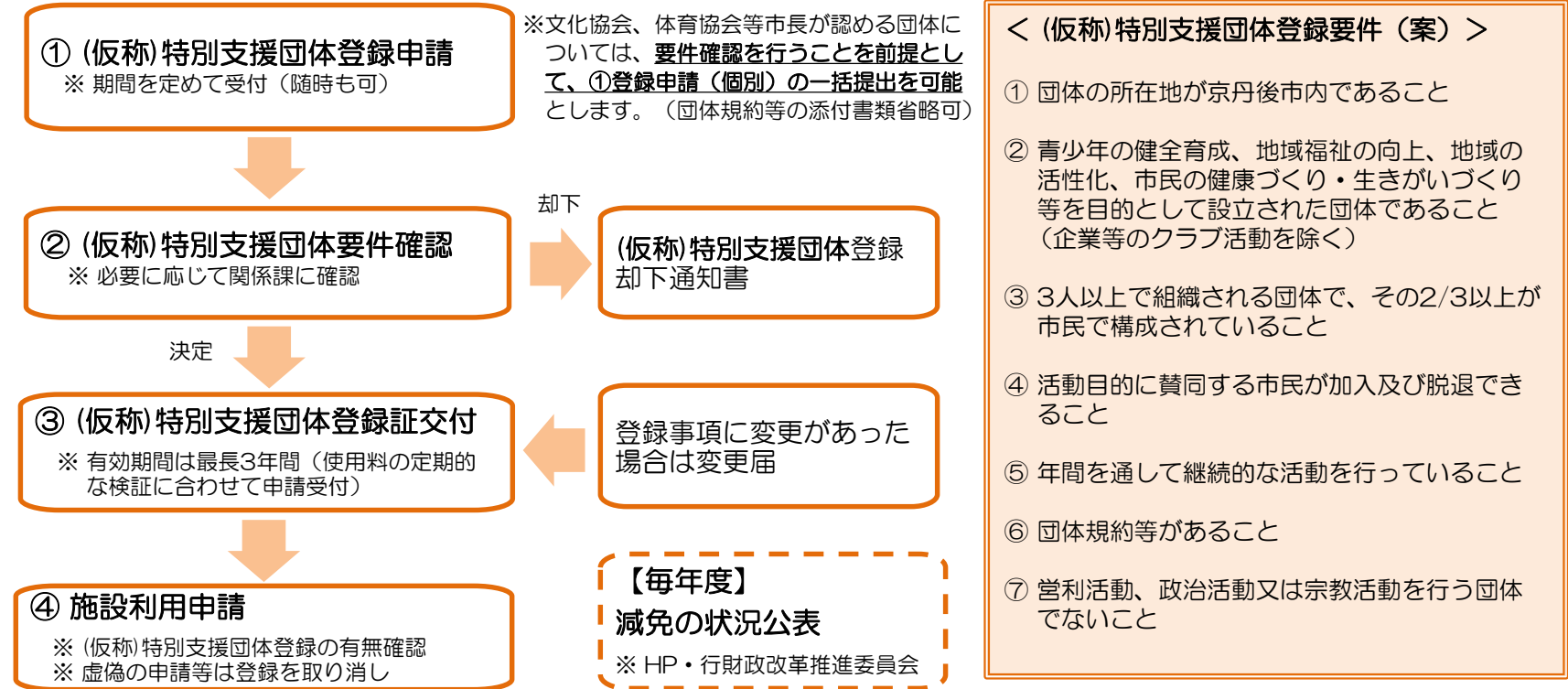
（2）公共施設使用に係る「(仮称)特別支援団体」登録制度

スポーツ施設や貸館施設が同じ減免基準で利用目的に着目して減免の可否を決定するため、⑤⑥により減免を受けようとする団体から申請を受け、要件に合致した団体を(仮称)特別支援団体として登録することによって、利用者負担の公平性を確保します。また、毎年度減免の対象、措置の状況等を公表し、減免の透明性を図ります。

⑥ 社会福祉団体、社会教育団体、社会体育団体又は地域住民で組織する自主的な活動を行っている団体（(仮称)特別支援団体に登録されている団体）が団体の設立目的に沿った活動に利用するとき 使用料の100分の75

※中学生以下、半数以上を65歳以上の市民又は障がい者等で構成する団体は免除とする予定です。なお、入場料を徴収する等営利目的は減免を行わないこととしています。

※総合体育大会等に向けた練習、公民館の共催事業である文化祭及び展示会等に向けた練習又は準備（大会等の2月前から）、ボランティア活動の当日及び前日準備、全市域の市民を対象とした講演会、太鼓等伝統芸能の練習等については、⑧（市長が特に必要と認めるとき）の適用項目とし、免除とする予定です。



8 見直し④ 減免基準の統一(その4)

規則

【現状】



- ① 利用申請書の提出
- ② 使用料の納付

(例1) スポーツ施設

18:00から22:00まで使用
※総合体育大会に向けた練習以外

| 利用時間区分 | 現使用料 |
|-----------------|--------|
| 午前(8:30~12:00) | 750円 |
| 午後(13:00~17:00) | 750円 |
| 夜間(18:00~22:00) | 2,000円 |

《A団体》 **2,000円**
使用料(18:00~22:00) = 2,000円

《B団体》 **2,000円**
使用料(18:00~22:00) = 2,000円

(例2) 貸館施設

18:00から22:00まで使用
※冷暖房使用

| 利用時間区分 | 現使用料 |
|-----------------|--------|
| 午前(9:00~12:30) | 4,000円 |
| 午後(12:30~17:00) | 5,000円 |
| 夜間(17:00~22:00) | 6,000円 |

《C団体》 **3,000円**
使用料 = 免除
冷暖房料 6,000円 × 1/2 = 3,000円

《D団体》 **9,000円**
使用料(17:00~22:00) = 6,000円
冷暖房料 6,000円 × 1/2 = 3,000円

不均衡

不均衡

見直し

【見直し後】



- ① 利用申請書の提出
- ② (仮称)特別支援団体の登録確認
- ③ 使用料の納付

| 区分 | 新使用料 |
|-------|------|
| 施設使用料 | 180円 |
| 照明使用料 | 280円 |

| 区分 | 新使用料 | |
|-----|-----------------|---------|
| | 夜間(18:00~22:00) | 冷暖房料 |
| 1時間 | 1,070円 | 使用料の1/2 |

新使用料 = 使用料(税抜き) × 1.10(消費税) ※10円未満端数切り捨て

《A・B団体》 **500円**
施設使用料 180円 × 4時間 = ①720円
照明使用料 280円 × 4時間 = ②1,120円
(①+②) × 25% = ③460円
③ × 1.10(消費税) = 500円(10円未満切り捨て)

解消

《C・D団体》 **3,530円**
使用料 1,070円 × 4時間 = ①4,280円
冷暖房料 535円 × 4時間 = ②2,140円
① × 25% = ③1,070円
(②+③) × 1.10(消費税) = 3,530円(10円未満切り捨て)

(参考) 令和元年6月見直し案からの主な変更点

| 施設区分 | 変更内容 | 令和元年6月見直し案 | 今回の見直し案 |
|---|-------------------------|--|---|
| スポーツ施設 (社会体育施設) | 1時間単位で貸出 | 午前(8:30~12:30) 午後(12:30~17:00) 夜間(17:00~22:00) | 1時間につき 照明使用料 1時間につき (グラウンド・テニスコート・ゲートボール場) |
| 貸館施設 (農林水産施設、商工施設、集会施設、公民館、生涯学習施設、介護・老人福祉施設) | 1時間単位で貸出 | 午前(8:30~12:30) 午後(12:30~17:00) 夜間(17:00~22:00) | 1時間につき(8:30~18:00) 1時間につき(18:00~22:00) |
| スポーツ施設 貸館施設 | 使用料設定 | 各施設の維持管理等に必要な費用を算出し、現状の1.5倍までを基本として利用者と市の負担割合に応じた使用料を設定 | 類似施設の現使用料を基準として、貸館施設は部屋の面積に応じて分類し、それらを平均化して使用料を設定 |
| 全施設 ※占用料、火葬料及び一部の施設等を除く | 減免基準 〔区分〕 | 市内に在住する中学生以下で構成する団体が青少年の健全育成に資する活動を目的として利用するとき〔免除〕 | 中学生以下、半数以上を65歳以上の市民又は障がい者等で構成する団体(仮称)特別支援団体に登録されている団体が団体の設立目的に沿った活動に利用するとき〔免除〕 |
| | | 社会福祉団体、社会教育団体、社会体育団体又は地域住民で組織する自主的な活動を行っている団体が市の施策に沿った活動に利用するとき〔75%〕 | 社会福祉団体、社会教育団体、社会体育団体又は地域住民で組織する自主的な活動を行っている団体(仮称)特別支援団体に登録されている団体が団体の設立目的に沿った活動に利用するとき〔75%〕 |
| | 減額団体要件 | 10人以上で組織し、活動実態があるとともに、団体規約、会員等からの会費徴収等、自主的な財源を確保している団体 | (仮称)特別支援団体に登録されている団体 |
| | 免除期間 | 総合体育大会等に向けた練習、公民館の共催事業である文化祭及び展示会等に向けた練習又は準備は、大会等の1月前から免除 | 総合体育大会等に向けた練習、公民館の共催事業である文化祭及び展示会等に向けた練習又は準備は、大会等の2月前から免除 |
| | 市民が通う特別支援学校 | 50%減額 | 免除 ※市内の小学校等の取り扱いに準じる。 |
| 個人単位での入館料等を設定している施設 (網野高齢者すこやかセンター等) | 身体障害者手帳等を所持する障がい者の使用料減額 | 50%減額 | |

(参考) 近隣市の夜間利用の現状

※令和3年9月末現在

(1) 体育館

| 自治体名称 | 施設名称 | 使用料等 | 特別割合 | 主な減免の現状 |
|-------|-----------|---------------------------|-------------------------------|--|
| 京丹後市 | 大宮社会体育館 | (18:00~22:00) 全面1,000円 | ・市民以外2倍 | ・府民総体、市総体に向けた練習(2月前から)は免除 |
| 福知山市 | 福知山市民体育館 | (18:00~21:00) 全面6,600円 | ・市民以外2倍 ・入場料を徴収2倍 ・営利6倍 | ・事業内容(子ども・障がい者等大会)により免除 ・指定管理者の判断で減免 |
| 舞鶴市 | 舞鶴東体育館 | (18:00~21:00) 全面8,100円 | ・市民以外1.5倍 ・入場料を徴収4倍 | ・市内障がい者団体は1/2減額 ・府民総体練習(3回まで)は免除 ・指定管理者の判断で減免 |
| 綾部市 | 総合運動公園体育館 | (17:00~21:00) 全面4,200円 | ・市民以外2倍 ・入場料を徴収6倍 | ・総合文化祭は免除 ・体育協会等が主催する行事は免除 ・中学生以下で構成されたスポーツ活動を行う団体は3/4減額 |
| 宮津市 | 市民体育館 | (1時間) 全面1,886円 | ・入場料を徴収又は営利5倍 | ・中学生以下で構成されたスポーツ活動を行う団体は1/2減額 |

(2) 公民館

| 自治体名称 | 施設名称 | 使用料等 | 冷暖房料・特別割合 | 主な減免の現状 |
|-------|---------------|--|--|---|
| 京丹後市 | 弥栄地域公民館大ホール | (18:00~22:00) 4,000円 | ・冷暖房料1/2 | ・文化協会加盟団体は免除 ・青少年に対する社会教育活動は免除 |
| 福知山市 | 夜久野地域公民館文化ホール | (17:00~22:00) 5,500円 ※土・日・祝利用は1割加算 | ・冷暖房料1/2 ・市民以外2倍 | ・文化協会加盟団体は免除(冷暖房料等を除く) ・公民館活動のために使用する場合は免除 |
| 舞鶴市 | 中公民館ホール | (18:00~22:00) 8,100円 | ・冷暖房料1,350円 (1時間につき) ・市民以外1.5倍 ・入場料等を徴収(営利)は金額により1.2倍から2.0倍まで | ・市内障がい者団体は1/2減額 |
| 綾部市 | 中央公民館中央ホール | (17:00~22:00) 5,600円 | ・冷暖房料1/2 ・市民以外2倍 | ・中学生以下で構成されたスポーツ活動を行う団体は3/4減額(一部施設) |
| 宮津市 | 中央公民館大会議室 | (1時間) 524円 | ・冷暖房料419円(1時間につき) | ・指定管理者の判断により減免 |

9 条例改正案文言例(その1)

(1) 外税方式・別表の規定について

使用料の額は、この表の規定により算出した額の合計額に対して課される消費税等相当額（消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額をいう。）を加算した額（当該額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。）とする。

| 現 行 | | | | 改 正 案 | | | |
|-----------------------------------|--------------------|---------------------|---------------------|--|-----|-------------------------|---------------------|
| 別表(第●条関係) ▲▲▲センター使用料 (単位:円) | | | | 別表(第●条関係) 1 ▲▲▲センター使用料 | | | |
| 区分 | 午前 (9:00~12:30) | 午後 (12:30~17:00) | 夜間 (17:00~22:00) | 利用施設 | 単位 | 使用料(円) | |
| | | | | | | 昼間 (9:00~18:00) | 夜間 (18:00~22:00) |
| ▲▲ホール | 4,000 | 5,000 | 6,000 | ▲▲ホール | 1時間 | 1,020 | 1,070 |
| 冷暖房料 | 市長が別に定める実費相当額 | | | 2 附属設備の使用料 | | | |
| | | | | 設備名 | 単位 | 使用料(円) | |
| | | | | 冷暖房設備 | 1時間 | 利用する施設の1時間ごとの使用料の2分の1の額 | |
| | | | | 備考 | | | |
| | | | | 1 この表に定める利用時間以外の時間に利用する場合の使用料の額は、夜間の区分の使用料に利用する時間数(1時間未満である場合又は当該時間数に1時間未満の端数がある場合の当該端数は、1時間とする。)を乗じて得た額とする。 | | | |
| | | | | 2 市民以外の者が利用する場合(小学校、中学校、保育所、認定こども園等が教育又は保育目的のために利用するときを除く。)の使用料の額は、この表に定める使用料の2倍に相当する額とする。 | | | |
| | | | | 3 営利を目的として利用する場合又は入場料その他これに類する料金を徴収して利用する場合の使用料の額は、この表に定める使用料の3倍に相当する額とする。 | | | |
| | | | | 4 昼間若しくは夜間の区分ごと又は附属設備の利用する時間数が1時間未満である場合又は当該時間数に1時間未満の端数がある場合の当該端数は、1時間とする。 | | | |
| | | | | 5 使用料の額は、この表の規定により算出した額の合計額に対して課される消費税等相当額(消費税法(昭和63年法律第108号)に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額をいう。)を加算した額(当該額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。)とする。 | | | |

9 条例改正案文言例(その2)

(2) 減免規定について

(使用料の減免)

第●条 市長は、公用又は公益のために利用するときその他の特に必要があると認めるときは、**京丹後市公の施設の使用料等の減免の基準に関する規則(令和●年京丹後市規則第●号)に定めるところにより**、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。

(3) 不還付規定について

(使用料の不還付)

第●条 市長は、既納の使用料は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) ▲▲▲の管理上特に必要があるため、市長が利用の許可を取り消したとき。
- (2) 前号に規定するもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。

(4) 附則について

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の■■■■■■■条例の規定は、**令和5年4月1日以後の利用について適用し**、その他の利用については、なお従前の例による。

【占用等】

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、**令和5年4月1日以後の占用等について適用する**。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の■■■■■■■条例により許可を受けている者の占用等については、その占用等の許可期間が満了するまでの間、なお従前の例による。

■ 施行日について

公布の日から施行し、「令和5年4月1日」から適用します。

※ 令和5年4月1日以降に使用する場合は、公布の日から新使用料での徴収となります。

10 提案に至るまでの経緯等（令和3年以降）

（1）提案に至るまでの経緯

| 日付 | 経緯 |
|-----------|--------------------|
| 令和3年7月8日 | 使用料等見直しに係る第1回関係課会議 |
| 令和3年12月3日 | 使用料等見直しに係る第2回関係課会議 |
| 令和3年12月6日 | 第1回行財政改革推進本部会議 |
| 令和4年7月27日 | 使用料等見直しに係る第3回関係課会議 |
| 令和4年8月5日 | 第1回行財政改革推進本部会議 |
| 令和4年8月9日 | 例規審査会で改正条例案について審査 |

（2）京丹後市行財政改革推進委員会での意見聴取

| 日付 | 経緯 |
|------------|------------------|
| 令和3年6月21日 | 第10回行財政改革推進委員会会議 |
| 令和3年9月17日 | 第1回行財政改革推進委員会会議 |
| 令和3年12月16日 | 第3回行財政改革推進委員会会議 |
| 令和4年8月8日 | 第4回行財政改革推進委員会会議 |

（3）市民広聴会等での意見聴取

| 期間 | 経緯 |
|---------------------|--|
| 令和3年12月中旬～令和4年7月24日 | 各種団体意見聴取 |
| 令和4年7月5日～8月3日 | 市ホームページ（7件） |
| 令和4年7月14日～8月3日 | パブリックコメント（0件） |
| 令和4年7月19日・21日・22日 | 市民広聴会（計46人） ※ 峰山総合福祉センター（22人）、丹後庁舎（11人）、久美浜庁舎（13人）で開催 |

(参考) 主な意見

| 見直しの考え方 | 意見の要旨 |
|---------------|--|
| 施設の利用時間区分の統一 | <ul style="list-style-type: none"> ・時間区分を1時間単位だと隙間時間がなく団体同士で管理できるのか。貸出許可の時間と実際の1時間ごとの時間が違ってくる場合が出てくるのでは。 ・利用する団体としては、現実として4時間使うことは少なく、2時間程度の利用が多いことから、時間単位で区切ることは良い。 |
| 平均化・統一した使用料設定 | <ul style="list-style-type: none"> ・使う人と使わない人の差のこともあります。絶対に無料が良い、安い方がよいということではなく、今後のことを考えた設定が必要だと思います。 ・平均化する、見直しをすることについては、施設を利用しやすくすることもあるかと思うが、一番高い額に合わせる見直しでもよい。施設の維持管理経費に対して適切にお金を取るということは悪いことではない。 ・コーラスはピアノがないと活動出来ないことから活動場所が限られ、大きなホールとなると使用料が高くなる。 ・年配の方が多く、夏や冬は冷暖房が必須となる。冷暖房料の料金設定については検討してもらいたい。 ・間違いをなくするため、100円単位の料金設定を希望する。 ・現使用料は低額。施設の維持管理を考えるのであれば、活用する団体から使用料を徴収すべきである。 ・類似施設や地域間の不均衡の是正については賛成。その上で考えられた見直し案についてもよく練られており、わかりやすく概ね賛成。 ・誰もが使うということではなく、特定の人が使うということは応分の負担は必要なこと。 |
| 外税方式での消費税 | <ul style="list-style-type: none"> ・消費税を転嫁することは当たり前だと思います。 ・消費税を外税にしてやっていくということについても、合併して18年も経って、手つかずの状態。これはすぐに統一する。 |
| 減免基準の統一 | <ul style="list-style-type: none"> ・65歳以上の免除について、年齢基準での免除に疑問を感じる。 ・女性の10%の減額上乗せは、時代の流れに逆行している。 ・減免団体の登録において、文化協会等の団体が代表して市に申請は出来ないか。 ・老人は免除だが、今回障がい者が免除に含まれていないのはなぜか。老人に配慮し障がい者団体を除外しているのはおかしい。 ・一定理解できるが、今まで冷暖房料0円であったものが、有料となると施設を利用しにくくなる。 ・減免団体登録要件について、3人以上で組織は、人数が少ないように思う。 ・誰がどこで申請しても同じ扱いになるように願う。 ・太鼓等の伝統芸能は、免除にしてもらいたい。 ・同じような施設でも他町では無料と聞くので何とか解決していただけたらと思っている。 ・減免登録について、申請時に名簿や住所、年齢、証明するものの提示となると煩わしいとなる。簡単な仕組みにできないか。 ・施設利用者は実費額を支払うことは原則です。使用料の免除基準を明確にして、詳細は行政と議会で決定してください。今回で分かりやすい使用料基準にしてください。 |